

◎保健師助産師看護師法及び看護師等の人才確保の促進に関する法律の一部を改正する法律案新旧対照表
○保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）（第一条関係）（抄）

（傍線部分は改正部分）

| 改 正 案 | 現 行 |
|--|--|
| 目次 | 目次 |
| 第一章・第二章 「略」 | 第一章・第二章 「略」 |
| 第三章 試験（第十七条—第二十八条の二） | 第三章 試験（第十七条—第二十八条） |
| 第四章～第五章 「略」 | 第四章～第五章 「略」 |
| 附則 | 附則 |
| <p>第十九条 保健師国家試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、これを受けることができない。</p> <p>一 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校において一年以上保健師になるのに必要な学科を修めた者</p> <p>二・三 「略」</p> | <p>第十九条 保健師国家試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、これを受けることができない。</p> <p>一 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校において六月以上保健師になるのに必要な学科を修めた者</p> <p>二・三 「略」</p> |
| <p>第二十条 助産師国家試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、これを受けることができない。</p> <p>一 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校において一年以上助産に関する学科を修めた者</p> <p>二・三 「略」</p> | <p>第二十条 助産師国家試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、これを受けることができない。</p> <p>一 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校において六月以上助産に関する学科を修めた者</p> <p>二・三 「略」</p> |
| 第二十一条 看護師国家試験は、次の各号のいずれかに該当する者で | 第二十一条 看護師国家試験は、次の各号のいずれかに該当する者で |

なければ、これを受けることができない。

なければ、これを受けることができない。

一 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に基づく大学(短期大学を除く。第四号において同じ。)

において看護師になるのに必要な学科を修めて卒業した者

二 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校において三年以上看護師になるのに必要な学科を修めた者

三 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、厚生労働大臣の指定した看護師養成所を卒業した者

四 免許を得た後三年以上業務に従事している准看護師又は学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校を卒業している准看護師で前三号に規定する大学、学校又は養成所において二年以上修業したもの

五 外国第五条に規定する業務に関する学校若しくは養成所を卒業し、又は外国において看護師免許に相当する免許を受けた者で、厚生労働大臣が第一号から第二号までに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めたもの

第二十二条 准看護師試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、これを受けることができない。

一・二 「略」

三 前条第一号から第三号まで又は第五号に該当する者

四 外国第五条に規定する業務に関する学校若しくは養成所を

一 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した看護師養成所を卒業した者

二 免許を得た後三年以上業務に従事している准看護師又は高等学校若しくは中等教育学校を卒業している准看護師で前二号に規定する学校又は養成所において二年以上修業したもの

三 外国第五条に規定する業務に関する学校若しくは養成所を卒業し、又は外国において看護師免許に相当する免許を受けた者で、厚生労働大臣が第一号又は第二号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めたもの

四 外国第五条に規定する業務に関する学校若しくは養成所を卒業し、又は外国において看護師免許に相当する免許を受けた者で、厚生労働大臣が第一号又は第二号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めたもの

第二十二条 准看護師試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、これを受けることができない。

一・二 「略」

三 前条第一号、第二号又は第四号に該当する者

四 外国第五条に規定する業務に関する学校若しくは養成所を

卒業し、又は外国において看護師免許に相当する免許を受けた者のうち、前条第五号に該当しない者で、厚生労働大臣の定める基準に従い、都道府県知事が適当と認めたもの

第二十二条の二　【略】

2 文部科学大臣又は厚生労働大臣は、第十九条第一号若しくは第二号、第二十条第一号若しくは第二号、第二十一条第一号から第三号まで又は前条第一号若しくは第二号に規定する基準を定めようとするときは、あらかじめ、医道審議会の意見を聴かなければならぬ。

第二十八条の一 保健師、助産師、看護師及び准看護師は、免許を受けた後も、臨床研修その他の研修（保健師等再教育研修及び准看護師再教育研修を除く。）を受け、その資質の向上を図るように努めなければならない。

卒業し、又は外国において看護師免許に相当する免許を受けた者のうち、前条第四号に該当しない者で、厚生労働大臣の定める基準に従い、都道府県知事が適当と認めたもの

第二十二条の二　【略】

2 文部科学大臣又は厚生労働大臣は、第十九条第一号若しくは第二号、第二十条第一号若しくは第二号、第二十一条第一号若しくは第二号又は前条第一号若しくは第二号に規定する基準を定めようとするときは、あらかじめ、医道審議会の意見を聴かなければならぬ。